

上松町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和3年2月5日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、地域における少子化対策に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助する上松町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等交付規則（昭和39年上松町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居費 婚姻を機に新規に住宅を新築又は購入若しくは賃借する際に要した費用のうち、現に支払った住宅の購入費、賃借料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃借料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (2) 引越費用 前号の規定による新築又は購入若しくは賃借した住宅への引っ越しに伴い引越業者又は運送業者への支払に要した費用をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助金の対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「対象世帯」という。）

は、次の各号のいずれにも該当し町長が認めた世帯とする。

(1) 新規に婚姻した世帯（当補助金の交付を受けようとする年度の前年度1月1日以降からその翌年1月末の間において、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。）であって、夫婦の双方が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に登録され、補助金の申請をした日から5年以上本町に居住する意思を有すること。

(2) 夫婦の双方が婚姻の届出日において39歳以下であること。

(3) 次条の規定により算出した夫婦の合計所得が500万円未満であること。

(4) 町が指定する次のいずれかについて、補助金の申請年度に、夫婦の双方が受講、又は実施していること。ただし、当年度2回目以降の申請や前年度からの継続申請の場合は省略することができる。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 共家事・共育て講座

エ 医療機関への妊娠・出産に係る相談等

(5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(6) 過去に、夫婦のいずれかが、この要綱に基づく補助金を受けていないこと。ただし、前年度において当補助金を受給し、その支給額が第5条第1項に定める上限額を超えていない世帯においては、この限りでない。

(7) 夫婦の双方に町税等の滞納がないこと。

(8) 夫婦の双方が上松町暴力団排除条例（平成23年上松町条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（所得の算出方法）

第4条 夫婦の合計所得の算出は、交付申請時における直近の所得証明書に基づき、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明

書等の証明年分と同一の期間に返済した合計額) を控除した金額とする。

(補助金の額及び対象期間等)

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用及びリフォーム費用を合算した額とし、その上限額は夫婦の双方が婚姻の提出日において29歳以下の世帯においては60万円、その他の世帯においては30万円とする。ただし、前年度において当補助金の交付を受け、その交付額が補助上限額に達していなかった世帯においては、補助上限額から前年度の受給済額を差し引いて得た額を限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の対象となる費用は、当補助金の交付を受けようとする年度の4月1日からその翌年の3月末までの間で婚姻の届出日(婚姻の届出前から対象世帯の夫婦が同居しており、契約書等によりその事実が明らかである場合は、同居の開始日)以降に支払われた費用に限るものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上松町結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる必要書類を添付の上、町長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書等の所得を証明する書類
- (3) 納税証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(夫婦のいずれか又は双方が期間内に返済している場合のみ)
- (5) 物件の請負契約書及び領収書等の写し(住宅費における物件新築の場合のみ)
- (6) 物件の売買契約書及び領収書等の写し(住居費における物件購入の場合のみ)

のみ)

(7) 物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合のみ)

(8) 工事請負契約書又は請書及び領収書等の写し（リフォーム費用の場合のみ)

(9) 住宅手当支給証明書（様式第2号)

(10) 引っ越しに係る領収書等の写し（引越費用がある場合のみ)

(11) 第3条第1項第4号を証明する書類（ライフデザインWEBコンテンツ視聴後アンケート、又は医療機関への妊娠・出産に係る相談等実施報告書)

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請は、婚姻の届出をした日の属する年の翌年の3月末までに行わなければならない。ただし、前年度において当補助金を受給し、その支給額が第5条第1項に定める上限額を超えない世帯においては、申請した日の属する年度の翌年度に限り再度申請することができる。

（交付決定及び確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認められるときは、補助金交付の決定及び補助金額の確定をし、上松町結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、

補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第17号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第12号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第11号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第 号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

上松町長 様

住 所 〒
氏 名
電話番号

上松町結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

上記補助金の交付について、上松町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

①申請者	氏名：	生年月日：	年 月 日（ 歳）
②配偶者	氏名：	生年月日：	年 月 日（ 歳）
③婚姻年月日	年 月 日		
④世帯所得（夫+妻）	（夫）	円+（妻）	円 = （A） 円
⑤貸与型奨学金年間返済額	（夫）	円+（妻）	円 = （B） 円
⑥（A）-（B）の額（C）	円（□500万円未満）		
⑦補助上限額（D） 該当する方にチェック	<input type="checkbox"/> 夫婦の双方が29歳以下の夫婦：60万円 <input type="checkbox"/> その他の夫婦（双方が39歳以下）：30万円		
⑧経費内訳 支払済費用 を記入して ください。 （該当箇所 のみ）	□住居費 （購入・新築）	契約締結日	年 月 日
		契約金額（E）	円
	□住居費 （賃貸借）	契約締結日	年 月 日
		家賃（F）	月額 円 × カ月分 = 円
		敷金、礼金、共益費、 仲介手数料の合計（G）	円
		住宅手当受給額（H）	月額 円 × カ月分 = 円
		実質家賃負担額（I） （F）+（G）-（H）	円
	□引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日
		費用（J）	円
	□リフォーム費	支払日	年 月 日
領収書金額（K）		円	

⑨経費合計 (L)		(E) or (I) + (J) + (K)	円
⑩補助申請額 (M) (D)または(L)のいずれか低い金額を記入		※1,000円未満は切捨	円
⑪補助限度額残額 (D) - (M)			円
⑫ライフデザイン講座等の実施確認		<input type="checkbox"/> 第3条第4項で指定する講座又は医療機関への相談について夫婦双方が実施しました。	
⑬確認及び同意	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、本補助金の目的及び趣旨を理解し、申請日より5年以上、上松町に居住することを確約します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が住民登録情報、所得情報及び町税の納付状況等について調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。 <u>申請者氏名 (自署)</u>	
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、本補助金の目的及び趣旨を理解し、申請日より5年以上、上松町に居住することを確約します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が住民登録情報、所得情報及び町税の納付状況等について調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。 <u>配偶者氏名 (自署)</u>	
⑭振込先 口座名義人は必ず申請者氏名と一致させてください。	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店 支店・支所
	預金の種類	普通	当座 その他 ()
	口座番号	(右詰めで記入)	
	口座名義	(フリガナ)	

<p>⑮ 添付書類の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> ①婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> ②所得証明書等、所得を証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> ③納税証明書 (申請日の属する年の1月1日現在において本町に住所がない者は、前住所地での納税証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> ④貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し (夫婦のいずれか又は双方が期間内に返済している場合のみ) <u>※所得証明書等と同期間の支払額がわかるものを提出してください</u></p> <p><input type="checkbox"/> ⑤物件の請負契約書及び領収書か振込明細書の写し (住宅費における物件新築の場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥物件の売買契約書及び領収書か振込明細書の写し (住居費における物件購入の場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦物件の賃貸借契約書及び領収書か振込明細書の写し (住居費における賃貸借の場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧物件の工事請負契約書か請書及び領収書等の写し (リフォーム費がある場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨住宅手当支給証明書(様式第2号)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩引っ越しに係る領収書か振込明細書の写し (引越費用がある場合のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪町が指定する講座等の受講・受診確認書類 (ライフデザインWEBコンテンツ視聴後アンケート、又は医療機関への妊娠・出産に係る相談等実施報告書)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫住民票謄本の写し (2度目以降の転居の場合のみ)</p> <p>上記書類の②・③・④・⑨は、夫・妻の各分1部ずつご提出ください。</p>
------------------	---

様式第1号の2 (第6条関係)

年 月 日

上松町長 様

住 所 〒
氏 名
電話番号

上松町結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書 (継続)

上記補助金の交付について、上松町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請 (請求) します。

①申請者	氏名：	生年月日：	年 月 日 (歳)
②配偶者	氏名：	生年月日：	年 月 日 (歳)
③婚姻年月日	年 月 日		
④前年度交付決定日	年 月 日		
⑤前年度受給済額			円
⑥前年度補助限度額残額			円
⑦経費内訳 支払済費用 を記入して ください。 (該当箇所 のみ)	<input type="checkbox"/> 住居費 (購入・新築)	契約締結日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	<input type="checkbox"/> 住居費 (賃貸借)	契約締結日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円 × カ月分 = 円
		敷金、礼金、共益費、 仲介手数料の合計 (C)	円
		住宅手当受給額 (D)	月額 円 × カ月分 = 円
		実質家賃負担額 (E) (B) + (C) - (D)	円
	<input type="checkbox"/> 引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日
		費用 (F)	円
	<input type="checkbox"/> リフォーム費	支払日	年 月 日
領収書金額 (G)		円	

⑫ 添付書類の確認	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ①住民票謄本の写し<input type="checkbox"/> ②納税証明書<input type="checkbox"/> ③物件の請負契約書及び領収書か振込明細書の写し (住宅費における物件新築の場合のみ)<input type="checkbox"/> ④物件の売買契約書及び領収書か振込明細書の写し (住居費における物件購入の場合のみ)<input type="checkbox"/> ⑤物件の賃貸借契約書及び領収書か振込明細書の写し (住居費における賃貸借の場合のみ)<input type="checkbox"/> ⑥物件の工事請負契約書か請書及び領収書等の写し (リフォーム費がある場合のみ)<input type="checkbox"/> ⑦住宅手当支給証明書 (様式第2号)<input type="checkbox"/> ⑧引っ越しに係る領収書か振込明細書の写し (引越費用がある場合のみ) <p>上記書類の②・⑦は、夫・妻の各分1部ずつご提出ください。</p>
-----------	---

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

上松町長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
(担当部課名)
(担当者名)
(電話番号)

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

記

住 所	長野県木曾郡上松町
氏 名	
住居手当等 支給状況	1 支給している (住居手当等月額 円) 2 支給していない

【事業主の方へ】

この証明は、上松町結婚新生活支援補助金交付申請の際に必要なもので、住宅手当等の支給に関して証明してください。

1. 給与等の支払者は、法人の場合は登録印、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
2. 住宅手当等支給状況については、1、2のいずれかを○印で囲み、1の場合は住宅手当等月額を記入してください。
3. 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等の額です。

様式第3号（第7条関係）

年 第 号
月 月 日

様

上松町長

上松町結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請（請求）のあった上松町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり交付決定及び補助金額を確定したので、上松町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

交付金額 円